

議 長 日程第4「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 1枚おめくりください。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年3月10日に決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するもので、国内の感染拡大防止、さらには対象者への速やかな手当金の支給が望まれることから、急施を要するため専決処分したものであります。また、市町村に対しては、支給額全額について国の特別な財政支援が行われます。

1ページおめくりください。松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び6項を加えるということで、こちらは附則による改正となっております。こちらにつきましては、国の指示により今回の措置は臨時的・時限的なものである。本則を修正することで条ずれが生じ、そのことが今後も影響することを避けるため、附則による改正条例文となっております。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金につきましては、第6項では支給要件を定めてございます。給与等の支払いを受けている被用者が療養のため業務に服することができないとき、新型コロナウイルス感染

症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間ということで、4日目以降から支給されます。傷病手当金を支給する。

第7項では、支給の算定方法について定めています。傷病手当金の額は1日につき直近の継続した3カ月の給与等の収入の合計額を労務日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするもので、例えば1カ月18万円の給与で勤務日数が20日の場合は、3カ月分ということで、54万円の給料を60日で割って、1日9,000円となります。このうち3分の2が対象ということで、1日につき6,000円×日数ということで、傷病手当金が支給されます。

1ページおめくりください。2ページ目、第8項では、支給期間について定めています。傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする。

第9項では、傷病手当金と給与等との調整について定めています。給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が第7項の規定により算定する額より少ないときは、その差額を支給するというので、先ほど例として1日9,000円という方がですね、仮に事業所から5,000円支給されるという場合は、3分の2が対象なので、6,000円との差額について1,000円を支給するという規定となっております。

第10項では、追加支給について定めています。前項に規定する者が受けられるはずであった給与等の全部または一部について、その全額またはその一部を受けることができなかった場合において、傷病手当金との差額を支給するものです。ということで、もともと事業所から、先ほどの例えば5,000円が支給されるよということになっていたものが、支払われなかった場合には、その分について追加して町が支給しますという規定となっております。

第11項では、追加支給した額を事業主に求めることについて定めています。前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則。この附則は公布の日から施行し、改正後の松田町国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以降の町長が定める日までの間に属する期間に適用することとする。令和2年9月30日までを適用期間としていますが、入院が継続する場合等、最長1年6カ月まで延長ができることとなっているため、該当する方がいた場合には、退院等に合わせ、町長が適用期間を定めることができる規定となっております。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。